



高岡市・氷見市・砺波地域消防組合消防指令事務 協議会の設置について

1 設置理由

地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき、高岡市・氷見市・砺波地域消防組合の消防指令に関する事務を共同して管理し、及び執行するため、規約を定め、高岡市・氷見市・砺波地域消防組合消防指令事務協議会を設置するものである。

2 主な内容

- (1) 名 称 高岡市・氷見市・砺波地域消防組合消防指令事務協議会
- (2) 担 任 事 務 高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市及び南砺市の区域における災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達
- (3) 事 務 所 高岡市広小路5番10号高岡市消防本部内
- (4) 施 行 期 日 平成25年4月1日

3 他市の状況

富山県 なし

全 国 9 県 13 地域で実施

4 今後の予定

- (1) 平成25年4月～ 共同消防指令センターの拡張整備事業開始
- (2) 平成25年12月～ 共同消防指令センター仮運用の開始
- (3) 平成25年12月 共同指令センター運用開始式
- (4) 平成26年1月～ 共同消防指令センター正式運用の開始

5 当協議会・共同運用の特徴等

共同運用により、3消防本部の消防車両等を一元管理することにより、それぞれの市域を越えて災害発生地点に近い救急車や消防車を即時出動させる等、消防相互応援体制が充実強化され、さらなる住民サービスの向上が図られる。